

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	（仮称）花巻市子ども・子育て支援事業計画 [教育部こども課]	<p>【目的】 子ども・子育て支援法の規定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等法に基づき業務の円滑な実施に関する計画を策定する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域の設定</li> <li>・教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期</li> <li>・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期</li> <li>・教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容 ほか</li> </ul> <p>【区分】 基本計画（実施計画を併せ持つもの）</p> <p>【計画期間】 平成27年度～平成31年度</p> <p>【関係法令】 子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により市町村子ども・子育て支援計画を定めるものとしてされている。</p>	ア 計画		
2	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（一部改定） [農林部農政課]	<p>【目的】 農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営者の育成を図るため策定</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的かつ安定的な農業経営の指標となる主要な営農類型を設定（変更なし）</li> <li>・他産業従事者と遜色のない年間農業所得の確保、目標金額の設定（変更なし）</li> <li>・新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を設定（今回新たに追加）</li> </ul> <p>【区分】 基本構想</p> <p>【計画期間】 平成26年度～概ね10年間</p> <p>【関係法令】 農業経営基盤強化促進法により、市町村は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができる。</p>	ア 計画		